

諏訪市高齢者等補聴器購入助成事業について

加齢による耳の聞こえづらさが原因で、周りの人との会話や日常生活に悩みを感じる高齢者等が補聴器を購入する費用を助成します。

補聴器で聞こえづらさを解消し、周りとのコミュニケーションが取りやすくなり、社会参加を促し、健やかで、いきいきとした生活を送れることを目的としています。

○対象者

次の①～⑤の全てに該当する人

- ① 諏訪市内に住所がある 60 歳以上の人
- ② 聴覚に係る身体障害者手帳を持っていない人
- ③ 両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上であり、補聴器の装用が必要であると耳鼻咽喉科医師により診断された人
- ④ 対象者を含む世帯員全員の市民税所得割額が3万円以下であること。
- ⑤ 対象者を含む世帯員全員が市民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納していないこと。

○助成額

補聴器の購入費用の 3 分の 1(世帯員全員が市町村民税非課税の場合は 2 分の 1)以内の額で、3万円が上限となります。

※1,000 円未満の端数は切り捨てとなります。

○申請から助成までの流れ

- 1 耳鼻咽喉科を受診し、医師により市が指定する意見書を作成してもらう。
- 2 次の①～③の書類を市役所へ提出する。
 - ① 申請書(様式第 1 号)
 - ② 耳鼻咽喉科医師作成の意見書(様式第 2 号)
 - ③ 意見書に基づく補聴器について販売事業者が作成した見積書
- 3 申請の審査、調査後、助成事業交付決定(却下)通知書が送付される。
- 4 補聴器を購入し、領収書の写しを添えて、補聴器購入助成事業請求書(様式第 5 号)を市役所に提出する。
- 5 指定の口座に助成金が振り込まれる。

※利用についての注意

- ・助成金の請求書は、補聴器を購入した年度末までに提出してください。
- ・助成金の交付決定を受けた翌日から 5 年が経過している場合は再度申請することができます。

お問合せ先

諏訪市役所 高齢者福祉課 高齢者福祉係

電話 :0266-52-4141(内線 291・298)

FAX:0266-53-6073